

第 159号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当でないので取り消し、当該文書の存否を明らかにしたうえで、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成23年11月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同月〇日付け23上総調第〇号による行政文書非公開決定（以下「先行処分」という。）に伴って第三者から提出された反対意見書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年12月 1日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書が存在する場合には、23上総調第〇号に伴って第三者から提出された反対意見書であることを示した上で、次の理由により、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

本件請求文書は、その存否を応答するだけで、捜査の遂行に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、それにより捜査機関との信頼関係を損ない、当該公務の適正な遂行に支障を生じるおそれがある。

したがって、当該文書の存否を応答することは、その結果として、条例第 7条第 1項第 3号及び第 5号に規定する非公開情報を公開することになるため。

3 同月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7条第 1項第 3号は、公共安全情報の非公開事由を定めたものである。本件請求文書は意見書であり、意見が記載される文書であるから、どのような意見であれ、意見自体が、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすということにはならず、同号には該当しない。

(2) 本件公開請求における「第三者」とは、文脈上警察機関であり、そもそも同項第 5号に規定する市の機関、国、独立行政法人等に該当しない。

(3) 同号を適用するとした場合は、同号アに規定する検査又は取締りに係る事務が該当するものと考えられるが、文書そのものではなく意見書そのものが当該規定に掲げるようなおそれを誘発することはありません、非公開理由には該当しない。

(4) 同号イに規定する争訟に係る事務に該当するとした場合は、審査請求人が行った公開請求に係る審査請求が当該事務に当たると解釈されるが、意見書の内容によっては実施機関の判断で公開することもあり、意見書の内容自体が当該審査請求に影響を及ぼすとは考えにくい。

また、意見書の元となっていた事件については、10年近く前のことであり、既に書類送検も終わり、処罰も終わっていることから、争訟に係る事務自体も終わっているものである。

(5) 条例の解釈運用基準によれば、支障を及ぼすおそのれ程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるとされているが、本件処分についてはこのような蓋然性が読み取れない。

(6) 本件処分と同時期の、平成23年〇月〇日付け23上総調第〇号においては、実施機関は、民間事業者からの意見書に関して、文書の存否を明らかにした上で非公開理由を述べていることから、本件処分における存否応答拒否は不相当である。

本件請求文書が存在しないのであれば、文書不存在で決定したと理解され、その方が実施機関としても説明しやすいと思われる。

(7) 実施機関は捜査機関との信頼関係を理由にしているが、捜査関係事項照

会書については一般的に回答義務があるとされ、捜査機関との信頼関係は非公開理由とはならない。

- (8) 先行処分に係る審査請求における審査請求人の主張を、本件審査請求においても援用する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、先行処分において〇〇県警察（以下「県警」という。）に係る文書について存否応答拒否の非公開決定を行っており、本件請求文書の存否を明らかにすることは、先行処分の対象となる文書の存否を明らかにすることとなるため、本件請求文書についても条例第 9 条に基づく存否応答拒否とすべきものとする。
- 2 仮に審査請求人が平成23年〇月〇日に行った行政文書公開請求（以下「先行公開請求」という。）に対して存否応答をすべきとする場合にあって、以下の理由により本件請求文書は非公開とすべきものとする。
 - (1) 仮に県警からの意見書が存在する場合、当該文書は、県警からの照会を公開してよいかという実施機関からの質問に対する回答書に当たるため、これを公開対象文書とすると、犯罪捜査の遂行に支障を生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とすべきものである。
 - (2) 仮に県警からの意見書が存在する場合、当該文書は、条例第14条第 1 項に規定する意見書と同じ趣旨に基づくものであり、公開請求に対する県警の意見が記入されている。これを公開対象文書とすると、実施機関として意見を提出する機会を与えているのに自由意思による意見表明が阻害されて、公正又は適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とすべきものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求に至る経過について

審査請求人が先行公開請求において請求した文書は、「平成〇年〇月〇日及び同月〇日の〇〇〇（以下「本件企業」という。）の立入調査に係る立入記録とその後の立入調査に係る計画書と命令書のうち警察に係るもの」（以下「先行請求文書」という。）であり、本件企業が排水基準を上回る〇〇〇を含んだ水を下水道に排出している疑いがあるとして、同年〇月〇日に県警が本件企業を〇〇地方検察庁に送致した事件（以下「本件事件」という。）に関するものである。実施機関は、先行公開請求に対して、存否応答拒否を理由とする先行処分を行った。

なお、本件事案は、本件事件については、当該書類送検の前後の日において、新聞各社により報道されている。

4 本件請求文書について

本件請求文書が存在する場合には、先行公開請求を受けて決定を行う際に実施機関が第三者に求めた意見書が該当する。

5 条例第 9条該当性について

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 当審査会は、まず、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条

例第 7条第 1項第 3号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

イ 本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、犯罪捜査に支障が生ずるか否かについて判断する。

(ア) 実施機関は、仮に県警からの意見書が存在する場合、本件請求文書は、先行請求文書の公開の可否に関連して県警から取得した文書であるため、これを公開すると、犯罪捜査の遂行に支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと主張する。

(イ) しかしながら、本件請求文書は、先行公開請求に際して実施機関が第三者に対して求めた意見書であり、意見照会を行ったか否かが明らかになったとしても、本件企業が何らかの犯罪に関する捜査の対象となっていることを示すことにはならない。

(ウ) また、上記 3 で述べたとおり、先行公開請求の内容は本件企業の下水道法違反に関するものであり、本件事件の発生から10年以上が経過し、既に当該事件に関する捜査は終結していると考えられることから、本件請求文書を公開したとしても、本件企業が証拠隠滅等の対抗措置を行うなどの手段をとるとは考えられず、犯罪捜査の遂行に支障を生じるとは認められない。

ウ したがって、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 3号の非公開情報を公開することになるとは認められない。

(3) 次に、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 5号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、本市等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 本件請求文書は、先行公開請求に際して実施機関が第三者から取得した意見書であり、本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当するこ

とは明らかである。

ウ 次に、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(ア) 仮に本件請求文書が存在し、当該意見書の内容が公開されると、今後、第三者が公開を恐れるあまり本来主張すべきことを主張できないなど、第三者の自由意思による意見表明の機会が阻害され、本市の情報公開に係る事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす可能性があると思われる。

(イ) しかしながら、本件請求文書の内容ではなく、先行公開請求に際して第三者が意見書を提出したか否かという事実のみが明らかになったとしても、それにより当該意見書の内容が明らかになるものではなく、直ちに上記(ア)のような支障が生ずるとは考えられない。

エ したがって、本件請求文書が存在するか否かを明らかにするだけで、条例第7条第1項第5号の非公開情報を公開することになるとは認められない。

(4) なお、実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにすると先行請求文書の存否も推認されてしまうため、本件請求文書についても存否応答拒否をすべきであると主張していることから、この点についても判断する。

ア 条例第14条に基づく意見照会は、公開請求に係る行政文書に第三者の情報が記録されている場合において行うものであるが、他の地方公共団体はその対象から除かれている。

イ 上記第4の2のとおり、実施機関は、先行請求文書が県警に係るものであったため、仮に本件請求文書が存在する場合、当該文書は県警に対して任意に行った意見照会に係る文書であると述べている。

ウ この場合、当該意見照会は、上記アのとおり条例第14条に基づく手続きではないことから、本件請求文書が存在していなくとも意見照会をすることができるものであり、必ずしも先行請求文書の存在を前提としているものではない。

エ したがって、本件請求文書の存在を明らかにしたとしても、先行請求

文書の存在が推認されるとは認められない。

(5) 以上のことから、実施機関が、本件公開請求に対して、存否応答拒否による非公開決定を行ったことは、妥当ではないと判断する。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 1月12日	諮問書の受理
1月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月17日	実施機関の弁明意見書を受理
2月20日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成25年 1月 4日	審査請求人の反論意見書を受理
1月 9日 (第146回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取 審査請求人の意見を聴取
2月 6日 (第147回審査会)	調査審議
3月 6日 (第148回審査会)	調査審議
4月12日 (第149回審査会)	調査審議
8月23日 (第153回審査会)	調査審議
9月17日	答申